

# 悪質商法に

## 注意しましょう

問合せ 安全生活課 ☎51・2306

消費生活相談室 ☎51・2305

架空請求・不当請求にご注意を

はがき、メールなどにより不特定多数の人に対し、身に覚えのない請求をする悪質な事例がふえています。今回は、主な例と対策を載せましたので、皆さんもたまされないう注



### 架空請求・不当請求の主な例

- ・「ご利用の通信会社から委託を受けた」など運営業者から債権譲渡を受けたとする請求
- ・「法務省認可通達書」など存在しない法令・制度や、「東京債権管理

同」などの公的機関の名称を用いた請求

・「法務省認可法人」など「法務大臣の許可を得た債権回収業者」などと称する者からの請求

・「給与・財産などの差し押さえを強制執行する」など脅迫的な文言を用いた請求

### 対策

- ・利用した覚えがなければ払わない
- ・相手に連絡しない(電話番号など個人情報は絶対に知らせない)
- ・請求はがきなどの証拠は保管する
- ・悪質な取り立ての場合は警察に届ける
- ・「裁判所」から「呼出状」などの文章が届いた場合は、その連絡先が真実のものであるかを電話帳などで確認する。もし、真実の裁判所からの呼出状だった場合は、直ちに弁護士や市役所消費生活相談室(☎51・2305)へ相談する

訪問販売などトラブルを生じやすい取引のトラブル防止ルールを定めた「特定商取引に関する法律」が一部改正

(平成16年11月11日から適用)

### 主な改正内容

消費者救済のための民事ルールの整備

- ・事業者が嘘を言ったり、脅したりしてクーリング・オフ(下囲み)を妨害した場合は、その妨害を解消するまで、消費者はクーリング・オフができます
- ・事業者が嘘を言ったり、わざと商品の価格・性能などの重要な事項を言わなかったりしたことにより、消費者が誤って契約した場合は、契約を取り消すことができます
- ・連鎖販売取引(マルチ商法)では、入会して1年未満の消費者が退会する場合、引き渡しを受けてから90日未満の未使用商品は返品することができず、このような場合や、事業者による事実と違う説明などで消費者が誤って契約した場合の取り消しは、クレジットの支払いも拒絶できます

### 事業者への規制強化

- ・訪問販売などをする際には、勧誘の前に、販売目的の訪問であることをまず明らかにすることが義務づけられました。また、販売目的であることを隠して、一般の人々

が自由に出入りしない場所に誘い込んで勧誘することは禁止です

- ・商品の価格・性能などの重要な事項を、わざとと言わない行為は禁止です

## クーリング・オフ制度を「ご存じですか?」

クーリング・オフ制度とは

巧みな勧誘や強引さに根負けして契約してしまっても、一定期間内ならば、それが本当に必要なかどうか、もう一度考え直し、申し込みの撤回や契約の解除ができます。この期間内は消費者から一方的に無条件解約ができます。

クーリング・オフ通知はがきの書き方

書き方

はがきの裏面に下記の項目を記入して、契約先に配達記録郵便または簡易書留で送付します。なお、はがきは両面とも「コピー」して保存しておきましょう。

はがきの裏面

申込日(契約日) 平成 年 月 日  
 販売会社名 株式会社  
 担当者名 様  
 商品名(役務・権利名)  
 右記日付の申込を撤回  
 (または契約を解除)します。  
 平成 年 月 日  
 (契約者住所) 豊橋市 町 番地  
 (契約者氏名)

クーリング・オフが適用できない場合

一般の店舗販売・通信販売には適用されません。また、訪問販売であつても、法律で指定されていない商品(みそ、しょうゆといった食品など)や、開封・使用してしまつた消耗品(健康食品、化粧品、洗剤など)、乗用車、現金取引で3千円未満の商品には適用されません。